

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月15日(水) 午前9時55分から午前10時16分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 21人
会長 8番 吉田 幸夫 委員
会長代理 2番 野口 國治 委員
会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 12番 中西 公仁 委員
13番 難波 朋裕 委員 14番 藤原 安信 委員 15番 中川 逸実 委員
16番 藤田 壽則 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員
20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

- 4 欠席委員 3人
17番 山地 康弘 委員 23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二 事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹

事務局主幹 成田 裕次 事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 小林 由香里

事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 塩津副参事</p>	<p>(開会 午前9時55分)</p> <p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から5月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和6年5月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号16番藤田壽則委員と議席番号18番井上保邦委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて24件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から24番について調査票をもとに説明】</p>

	<p>まず、1頁1番についてですが、前月保留の案件です。5月開催の真備地区協議会で改めて協議したところ、申請地についての疑義が解消しましたので、審議の結果許可意見となりました。</p> <p>次に、2頁10番についてですが、倉敷東地区協議会において協議したところ、譲受人の所有農地の利用状況について疑義が生じたため、来月まで保留意見となりました。</p> <p>その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、10番については保留、その他につきましては、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の24件ですが、10番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号の10番については保留、その他の23件について、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に2件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>まず、1番についてですが、この案件は、先月の総会で、許可時に条件または注意書きなどを付することが必要ではないかということで、保留となった案件です。</p> <p>以前は農業用倉庫内に、農業に関係ない資材等が多数置かれていましたが、現在は撤去されております。</p> <p>ただ、農家住宅許可後に、再度、資材等を元に戻すのではないかと懸念もあることから、今後も引き続き農業用倉庫を適正に使用してもらう必要があるため、注意事項を作成し、これを手渡す際に、内容を厳守することを周知徹底しようと考えます。</p> <p>注意事項の内容としましては、調査票の2ページに掲載しておりますので、ご確認</p>

	<p>ください。</p> <p>これについて、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、この注意事項を付すことを条件に許可とのご意見でした。</p> <p>次に2番ですが、こちらは田から畑への農地改良ということで、申請がなされました。</p> <p>この件について、真備地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>以上、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から2番について許可、と決定します。</p> <p>続きまして、7頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法 第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に3件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の3件について、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から3番については許可、と決定します。</p> <p>続きまして、8頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地 利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>藤田でございます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から26頁にかけて94件の計画が、農業委員会に提出されました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が23件、使用貸借が71件でございます。</p> <p>利用期間の更新は28件、新規は66件でございます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが38件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手については耕作面積の下限を満たしており、農業専従者、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認が相当と判断いたします。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地 利用集積計画について」は、旧農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。</p> <p>続きまして、27頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</p> <p>成田でございます。説明させていただきます。</p> <p>議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてですが、27頁に1番と2番の2件の申請がありました。</p> <p>現地を確認したところ全てにおいて、畑や水稻の作付けができる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>従いまして、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で</p>

	<p>農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。</p> <p>なお、本件については西地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。</p> <p>続きまして、28頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第6号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について】説明塩津でございます。説明させていただきます。</p> <p>28頁をご覧ください。議案第6号の「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」でございますが、本件は、農林水産省経営局長からの通知に、農業委員会は「毎年度、翌年度の5月末までに、総会において農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価するものとする。」とされていることからご審議をお願いするものです。</p> <p>28ページから29ページの活動の点検・評価につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号を承認することと決定します。</p> <p>続きまして、30頁をご覧ください。</p> <p>議案第7号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【議案第7号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】塩津でございます。それではご説明いたします。

議案第7号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。

辞任届出者は2名で、1名は友本弘一推進委員、もう1名は高須賀健三推進委員でございます。

ご同意いただけましたら、(本日の)総会の日をもって辞任となります。

また、このことにより玉島地区の推進委員が1名、倉敷南地区の推進委員が1名欠員となります。

事務局といたしましては、当該区域の業務に支障をきたすことがないように、速やかに募集したいと考えております。

募集期間は7月1日(月)から7月31日(水)までとし、周知は農業委員会ホームページ、広報くらしきへの掲載を予定しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第7号につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第7号について同意とします。
審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。
報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 【報告第1号から第5号について報告・説明】
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて
報告第6号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて
報告第7号 農用地利用配分計画について

宮本です。報告いたします。

31頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から42頁にかけて26件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に43頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、43頁に8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に44頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、44頁から50頁にかけて39件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に51頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、51頁から52頁にかけて9件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に53頁をお開きください。

報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、53頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に54頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、54頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に55頁をお開きください。

報告7号「農用地利用配分計画について」でございますが、55頁に6件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は6月12日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時16分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年5月15日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

